

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内とします。

なお、質問形式は一問一答方式となっていますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

質問は、1番鈴木 満議員、2番鈴木康友議員、6番若山照洋議員、3番手嶋いずみ議員、4番後藤田麻美子議員、9番吉原経夫議員の順に行っていただきます。

1番鈴木 満議員の一般質問を許します。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

1番鈴木 満。議長のお許しをいただきましたので、随時通告書に沿って質問に入らせていただきたいと思います。

街頭消火器の設置及び管理を町で。消火器は火災発生時の初期消火に有効であり、町民の生命、財産を守るための重要な道具です。お隣あま市では、市内各所に約1,600本の街頭消火器を設置しております。現在、本町では各地区総代に消火器の設置要望、管理を任せておりますが、任期が1年の地区総代にとって地域の行事、祭り、ごみの管理など業務が多岐にわたり、覚えたころには1年が終わっているといった声や、近年、町の人口の増加により新しく越してこられて日が浅い方が総代になられるケースもあり、地域とのコミュニケーションがとれていない中での消火器の設置などの相談も難しい場合もあると思います。私も平成27年度に地区総代をさせていただいた経験がありますが、消火器購入には2分の1の補助があっても、地区の予算で必要な本数をそろえることができない場合もあります。ぜひ消火器の設置がない地域、数の足りていない箇所及び管理をLED街路灯を設置していただいたように町主導で行っていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。最初の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

街頭消火器設置及び管理を町でという御質問をいただきました。

議員おっしゃるとおり、消火器は初期消火に大変有効であります。町民の生命、財産を守るためにも大変な重要な道具であると認識をしております。現在、各地区に街頭消火器の設置、管理をお任せしており、町がその費用の2分の1以内を補助しております。設置するか、しないかも各地区ごとの判断をお願いしているところであります。街頭消火器が設置されていない地区が存在することもこれは承知をしております。

今後につきましては、より地域の消防力の強化を図るとともに、町の区域における消防を十分に果たすべき責務を有するという法の趣旨に基づいて、地域住民の意見をお伺いしつつ、町が町全体に街頭消火器の設置を順次していくように検討していきたいと思っております。町が消火器設置はさせていただくという、検討はしてまいりますが、いざやっぱり事が起きたときには地域の人たちが主になって消火活動してもらおうということになるでしょうから、やっぱり消防団の方、あるいは総代の方と意見形成、合意をしながらしていかないと町が設置をしておるだけでは目的が達成できませんので、地域の方と十分にこれから検討を進めていきたいと思っております。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木議員。

○1番（鈴木 満君）

ただいま町長より、町の区域における消防を十分に果たすべき責務を有する法に基づいて町が主体となり、町内全域に街頭消火器を設置して、地域住民と一体となって管理をするという御答弁をいただきました。

○議長（林 健児君）

鈴木議員、マイクとマイクの間でお願いします。

○1番（鈴木 満君）

本町においても防災・減災に対する備えが町民の安心安全につながっていくものだと僕も思っております。今、町長が御答弁いただいたのとちょっとかぶる、質問が多分答弁がかぶるところもあると思いますが、2回目の質問に入らせていただきます。

現在、消火器の未設置の地域名及び理想となる必要本数を教えていただきたいと思っております。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課課長補佐。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

現在、未設置の地区また設置の基準ということの質問でございます。現在設置されていない地区につきましては、中ノ切、花常、砂子西部、川崎、第2川崎、中部、東部、鎌須賀、堀之内の9地区でございます。また、設置の基準につきましては、地元地区と相談しながら考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木議員。

○1番（鈴木 満君）

追加設置が必要な地区名及びその本数を教えていただきたいと思っております。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課課長補佐。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

追加設置が必要な地区及びその本数という御質問でございます。追加設置が必要な地区につきましては、現在基準が決まっておきませんので一概にどこが少ないとは申し上げられませんが、一般的な見解でいいますと壺町田、中島、三本木、長牧、北間島の5地区が少ないと認識しております。設置の基準、先ほど申し上げましたが、本数については地元地区と相談しながら設置していきますので今後検討していきたいと考えております。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木議員。

○1番（鈴木 満君）

今の質問に少しかぶるんですが、新しく設置する箇所について地域の住民と相談していくということなんですが、それが総代なのか、消防団に入っていらっしゃる方なのか、どのように決めていくのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思っております。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課課長補佐。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

新しく設置する場所の決め方ということですが、まず基本となるのは地域住民、地区総代の方だと思いますので地区総代の方と相談しながら、また、自主防災組織がある地区につきましてはそちらのほうも消防団も交えて相談していきたいと考えております。以上です。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木議員。

○1番（鈴木 満君）

消火器の設置箇所や間隔、または設置の距離。どれぐらいにするかという想定をしている、もし基準があればお聞かせください。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課課長補佐。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

消火器設置の距離とかそういった基準についてということですが、明確に法に何メートルということが記載されているわけではございませんが、ある一定の基準ということで現在20世帯に1個ずつとかそういった感じでやっていきたいなどは考えております。ただ、住宅密集地、密集地じゃないところとさまざまあると思いますのでそこら辺につきましては地域住民、地区総代の方と相談していきたいと考えております。以上です。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木議員。

○1番（鈴木 満君）

未設置地区等に消火器を設置する時期、町全体での本数が現在何本から何本になるのか、聞きたいと思います。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課課長補佐。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

設置していく時期という御質問でございます。現在設置しているもの、地区のほうで補助金を使って設置したのがありますので、そちらにつきましては交換の時期がきたタイミングで順次交換していきたいと考えております。また、今現在未設置の地区につきましては、複数年かけて順に設置していきたいと考えております。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木議員。

○1番（鈴木 満君）

消火器というのは交換する時期とか中身の交換でしたり、そういったことは行政が行っていくということでしょうか。その年数・期間、交換する期間等を教えてくださいたいと思います。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課課長補佐。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

消火器の交換のタイミングですが、一応5年ということを考えております。以上です。済みません、失礼します。よろしいでしょうか。

どこがということでございます。町が設置していきますのでよろしく申し上げます。

○1番（鈴木 満君）

以上、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

2番鈴木康友議員の一般質問を許します。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

2番鈴木康友です。議長のお許しをいただきましたので通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

公共施設における石綿含有建材についてを議題とさせていただきます。

令和4年4月1日から建物等の解体などを行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告することが必要となりました。該当条件は下記3点、モニターのほうを順次させていただきますのでモニターのほうをごらんください。該当条件はこちらに記載がある3点でございます。建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80平米以上であるもの。2、建築物を改造し、または補修する作業を伴う建築工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。また3つ目、工作物を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事であって当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。また、上記以外の工事でありましても建物等の解体、改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要となっております。工事発生ごとに調査などを行うのではなく、町所有施設の石綿含有建材について一斉調査を実施。その結果を保存して活用していくという考えはございませんでしょうか。以上で1回目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

アスベストの問題について御質問をいただいております。

本町においては平成17年度に全ての公共施設を対象に石綿含有建材の有無、飛散のおそれに関する一斉調査を実施し、その調査結果は施設ごとに現在保存をされております。一斉調査により飛散のおそれがあると判明した箇所については、平成18年度に封じ込め処理を実施しております。その後、分析調査の対象がふえたことによりまして、平成21年度に再度分析調査を実施しました。含有なしと判定されましたので現在は全ての公共施設において飛散するおそれがある石綿はございません。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

では再質問をさせていただきます。確認ですが、こちらのほうの資料にございます報告などを行うために業者が行う調査とはどのようなものか、確認をさせていただきたいと思います。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

事前調査の方法についての御質問でございますが、設計図書等による書面調査というのがまずございます。そのほかに現地における目視による調査、その2つが事前調査というものになります。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

それでは、町における公共施設の工事につきまして、先ほど回答いただきました調査、また石綿が含有されていた場合の対策費などは見込んで今の工事は積算されている。または、見積もりをとるということになっているのでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

事前調査や対策費を見込んで発注しているのかという御質問でございますが、それぞれ公共施設の解体工事あるいは改修工事、そういうものに応じまして必要な場合は対策費も含めて発注しておるものでございます。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

それでは、調査、対策費の必要がある有無というものは事前に確認をされているということですが、工事中に石綿が含まれている物質などが天井を解体したり、また壁面を

切り開くことで予期せず発見されることもあろうかと思えます。その際はどのように工事等を進捗されるのでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

今の御質問ですが、まずはその予期せず解体をしてアスベストが出てきちゃうということがないようにするための事前調査でございますので、今課長が答弁申し上げましたとおり、事前に目視、書類等で調べる。それでもわからない場合はサンプルをとって調査をします。もしあった場合にはそれが飛散することがないように調査するのが今回の目的だとそういう認識をしております。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

それでは、今積算に関しましては調査でしたりとか必要な対策を見込んだ最大限の数字といいますか、積算になっていると思うんですが、もしその調査等が軽度で済んだ場合、必要でなかった場合、金額がその積算において数字がちょっと少しくずれてくるかと思うんですが、その際、契約でしたりとか金額についてはどのようになられるのでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

事前調査の結果、そういった対策が必要なかったという場合がございますが、そういった場合は受注業者とは変更契約によりまして石綿の除去作業等にかかる経費、工事費は減額していく、そういう形でやっていきますのでよろしく申し上げます。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）



建物に石綿含有の建材がある、ないというのは町長の御回答にもいただいたとおり事前にわかっている。封じ込めも完了しているということであるのですが、例えばですが、建築資料の中にもない、切り開いたときのみわかることとかがこれが工事中に本当にあるものなんです、その場合は本当に工事を行ってみないと、天井を解体してみないと、壁を開いてみないとわからないこともありますので、大規模改修工事でしたりとか耐震工事を行う際は、天井でしたりとか壁面の切り開きを行います。その際は工事区間以外、1階2階耐震工事を行うというときにも3階4階でしたりとか大きく工事などを行いますので建物全体、または近くに関連施設などを含めて石綿の調査を拡大で行うことで利用者の健康面、またコストの面からも見て長期的にメリットが得られるのではないかというふうにも考えられるのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

大規模改修の際には全館だとか館内施設トータル的に調査をしてみてもという御質問でございますが、我々の考えとしましては法律上、義務とはされていない箇所については事前調査をしていくというようなそういった考えはございませんが、常にトータルコスト、コスト意識を持ちながら、施設利用者などの方々の安全を第一に考えて適切な施設管理をしてみたいと考えております。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

全体の調査については法的な義務がないので予算を投じて安くなるかどうかは長期的に見てみないとわからない部分については、今の段階では行わないということで回答をいただきました。今回は石綿の調査の法施行に伴う調査の内容についての議論でしたが、ガイドライン、法律等日々変化しておりますので、事あるごとに見直していただいたり、また自分の方も研究をしてみたいと思います。そして、議会、行政が真剣に事業や予算についてさまざまな立場から検討しているぞということで本当に町の町益、また町の発展につなげてまいりたいと思います。以上で、鈴木康友の一般質問を終了いたします。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

それでは、休憩前に引き続き会議を進めます。

6番若山照洋議員の一般質問を許します。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

6番若山照洋です。議長のお許しをいただきましたので通告書に従い、電動アシスト自転車が高齢者の移動手段の確保をと題して質問させていただきます。

近年、高齢者による交通事故も多く発生し、自動車の免許の返納を考えている高齢者の方も多くみえると思います。しかし、免許返納をした後、移動手段を考えると返納することをためらう方もいると思います。本町の免許返納者はどのくらいいるのでしょうか。また、令和2年2月に住民の方から福祉巡回バスの停留所の追加とルート変更の話を伺いました。地域公共交通調査特別委員会を立ち上げ、検討し、令和4年3月に町長へ要望書を提出しました。約半年たった現在までの検討状況はどうなっていますか。また、本町では自転車用ヘルメットの購入費の補助や高齢者を対象とした自動車のペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置費用の補助を行っていますが、蟹江町や豊橋市などでは免許を返納された方が移動手段を確保することができる電動アシスト自転車の購入費の補助をしております。電動アシスト自転車を利用することによりSDGsの目標の一つでもある車やバイクなどからの二酸化炭素排出量を減らすこともできます。また、電動アシスト自転車に乗ることで移動手段も確保でき、地域の活性化や社会参加への促進、健康の増進、介護予防にもつながると思います。

そこで、電動アシスト自転車の購入に補助をし、高齢者の移動手段を確保する考えがあるかお聞かせください。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

まず、本町の免許返納者の人数のことを御質問いただきました。これ警察署に確認をいたしました。大治町だけの免許返納者の数というのは把握をされておられないようで、津島署管内の返納者数をお答えさせていただきますと令和3年度には703件、令和4年度は7月末現在で405件と警察署から聞いております。

次に、福祉巡回バスの要望提出後の現在までの検討状況はということであります。これも議員の皆さん方の公共交通調査特別委員会での調査の結果を受け、令和4年3月23日付で議会から要望書を受けております。令和5年4月の供用開始を目標に担当課であります民生課にルート見直し等の再検討を今させております。

次に、電動アシストの購入に補助金はということですが、電動アシスト自転車は便利であります。その一方、高齢者にとっては重量や速度に対応することが難しく事故を引き起こす危険が懸念をされております。安全面を考慮いたしますと積極的に利用してもらうということは勧めにくい状況もありますので、これの購入の補助をする考えは今のところございません。

ただし、高齢者の移動手段としましては現在、福祉巡回バスの利便の向上に向け、ルートの見直しを行っているところであります。以上、よろしく願いいたします。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

答弁ありがとうございます。随時質問させていただきます。

町内の返納者数はわからないということなんですが、津島署管内で令和3年度が703件、令和4年が7月末で405件。多分これ今後も半年なので多分倍近く、1,000件近くになると思うんですが、町内の免許証所有者は何人で65歳以上と75歳以上というのは把握されているのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

65歳以上と75歳以上の免許の人口はということでございます。65歳以上で3,992名でございます。75歳以上では1,377名と愛知県の県警の調べによりましてこういった報告となっております。よろしく願いいたします。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

今ちょっと計算したんですが……、ごめんなさい。全体の数というのはわかるんでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

16歳から99歳までの免許を所有している人口でございますが、全体で2万2185名となっております。以上です。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

16歳、二輪の。済みません。そうすると65歳以上で多分約18%ぐらいだと思うんですが、約2割の方がみえるということで65歳以上の方が2割なのでまだまだ元気な方が多分いっぱいいると思うんですが、少なからず65歳以上70近くなると免許の返納というのを考えると思うんですが、大治町としてはやっぱり先ほどのペダルの踏み間違いの装置やヘルメットの補助などを行っているんですが、令和3年度の成果報告書にはペダルの踏み間違いが高齢者の7台、ヘルメットの補助が181件のうち、65歳以上が28件と報告されていましたが、令和4年度7月なり8月末までで何件ぐらいあるのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

まず、ペダル踏み間違いの補助の件数でございますが、令和4年8月末現在で窓口にご相談に来られた方が1名いらっしゃいましたが、今のところ申請はございません。

また、ヘルメットの補助の申請数でございますが、令和4年8月末現在で19件出てきてございます。そのうちの高齢者の申請者が4件となっております。以上です。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

ペダルの相談はあったけれど申請はゼロ件で、ヘルメットは19件のうち高齢者が4件。  
この補助というのは今後も続けていくのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

ペダル踏み間違いの補助でございますが、今のところ継続を考えております。しかし、今後の製品の製造状況や申請件数なども見ながら判断していきたいと考えております。

次に、ヘルメットの補助につきましては、引き続き補助を行っていききたいと考えております。以上です。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

ペダルの方は車の性能で多分今は新しいのを買うとついている車が多いと思うので申請の数によって判断していただくのはわかるんですが、いいことなのでこれも続けていただけると助かります。

ただ、あと町として免許の返納者に対しては何かサポート的なことはやられているのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

現在、町としてサポートをしていることはございません。しかし、今後例えば商工会を通じて町内で自主返納者へのサポートを協力していただける企業、また店舗等がございましたらそういったところに確認をしながら、あれば検討していきたいと考えております。以上です。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

そうですね。警察のほうもホームページを見ても件数も余りサポートするところがないので、多分大治町として何か、商工会にしる相手のあることなのでなかなか難しいとは思いますが、一度検討していただけるとありがたいと思います。

続きまして、福祉巡回バスのことについてお伺いします。ルート変更を検討していただいているが、現在利用者どのくらい、1日平均年間でのいるのでしょうか。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

議長。

○議長（林 健児君）

民生課課長補佐。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

福祉巡回バスの現在までの利用者、また1日当たりの平均人数でございますが、令和4年7月までの集計となりますが、利用者数は2,418人、1日当たりの平均利用者数は29人となっております。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

成果報告書には令和3年度4,766人で1日平均25人と記載されていたので、若干ちょっとふえているのかなとは思いますが、先ほど町長の答弁の中で令和5年4月の供用開始を目標とのことですが、ルートの見直しに伴いバス停の新設や廃止、移動というものはあると思うんですがその辺はどうなんでしょうか。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

議長。

○議長（林 健児君）

民生課課長補佐。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

福祉巡回バスのバス停の新設、廃止、移動はあるかということでございますが、巡回バスの運行ルートの見直しだけでなく、現在バス停の追加、廃止及び移動も含めて検討しているところでございます。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

ということは、まだはっきりとは決めていない、決まっていなくてよかったですか。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

議長。

○議長（林 健児君）

民生課課長補佐。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

はい、現在検討しておりますのでまだ数等までは決まっておりません。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

その供用開始に向け、町民や利用者、その辺に周知というのはどのようにしていくのでしょうか。もうあと半年ぐらいしかないのです。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

議長。

○議長（林 健児君）

民生課課長補佐。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

町民の方への周知でございますが、令和5年2月から3月にかけて広報やホームページでの周知、またバス停やバス車内に掲示をして周知をしていきたいと考えております。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

余り日にちがないので急いでやっていただくと助かります。

先ほど町長の答弁の中でアシスト自転車は便利な一方で高齢者にとっては重量や速度に対することが難しく、事故を引き起こす危険があり、安全面を考慮し補助の考えはないとおっしゃいましたが、現在、高齢者などを対象とした警察がやられているのかわからないですが、交通安全教室というのは大治町内ではあるのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

現在、大治町主催での安全教室等はございません。以上です。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

安全教室はないということなのですが、もしお願いするときというのは町側からお願いしたりするんですか。警察がどうですかみたいなそういう話になるんですか。どうですか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

町の方から警察の方に依頼しているところです。以上です。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

そのお願いするときに当たり、普通多分今までは自転車の運転だけの講習。交通ルールなどの講習だと思っんですが、その中に先ほどから言っている電動アシスト自転車の体験みたいな要望みたいなことはできるのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

現在、警察の方に確認したところ、電動アシスト自転車の講習の項目等がないというふうにお聞きしております。今後は警察に対しまして、こういった電動アシスト自転車



の取り扱いの項目を追加等できないかということ一度提案していきたいなというふう  
に考えております。以上です。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

多分、私自身も実は乗ったことがないので取り扱い、どのぐらいのスピードが出るか  
というのがちょっと把握ができていないのが大変質問しておいて、いいぞという話はち  
よっとおかしな話だと思うんですが、いきなり乗れと言われても購入しても乗れない人  
が多分いっぱいいると思うので、やっぱり講習してもらおうと助かります。

あと、これ要望というかあれなんです、スピードの出ないタイプ、二輪じゃなくて  
三輪タイプのアシスト自転車やシニアカー、そういうのに対する補助というのはゆくゆ  
く考えていることはないのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

今、議員がおっしゃられた三輪アシスト、シニアカー等でございますが、高齢者の交  
通安全の取り組みにつきましては今後も安全面を考慮して考えていかなきゃいけないと  
考えておりますが、今のところそういったものに対する補助は考えておりません。以  
上です。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

わかりました。多分なかなか難しい話なのかなとは思いますが、先日も中村区や静  
岡県で高齢者の交通事故が発生したんですよね。そのうちの1件はブレーキとアクセル  
の踏み間違いが起きたんです。免許を返納して車の運転をしなくても快適に暮らしてい  
けるようにすることも町の責務だと思うんですよね。巡回バスの今回ルート変更はして  
いただき、少しは移動手段確保になるのかなとは思いますが、今後もやっぱり全ての  
町民が高齢者に限らず安心して安全に暮らしていけることができるようお願いしたいん  
ですが、その辺今後どのようなお考えがあるかお聞かせください。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

議長。

○議長（林 健児君）

民生課課長補佐。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

福祉巡回バスでございますが、現在も町民の方どなたでも御利用できるようになっております。今後も町民の方皆さんが利用しやすいように進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

ありがとうございます。最後にちょっと要望というか、ちょっといつも疑問に思うことがあって、福祉巡回バスというと何か高齢者のイメージがあるんですね。今回ルート変更を見直していただいてバス停もちょっと変わって許容範囲が広がるのかなと思うんですが、福祉巡回バスという名前の変更、名称の変更というのはお願ひしたいなと思ひます、最後に。これは要望ですのでこれで質問を終わらせていただきます。

○議長（林 健児君）

6番若山照洋議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 休憩

午前10時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

3番手嶋いずみ議員の一般質問を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議長のお許しをいただきましたので通告書に沿って2問質問さ

せていただきます。

誰もが幸せに暮らすために健康であることはとても大きな要因であり、重要な課題であります。2013年に社会保障制度の確立を図るための法律の中に、人口の高齢化が進む中で高齢者も若者も健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することとうたわれております。長生きするだけでなく、生涯を通して元気で充実した生活を送れるようにと多くの方が願われているのではないのでしょうか。病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から以下質問させていただきます。

初めに、带状疱疹を未然に防ぐためにということで、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で带状疱疹を発症する高齢者が例年の1.5から2倍に増加しています。コロナ禍でストレスなどによる免疫力の低下が発症の原因といわれています。带状疱疹を発症すると人それぞれ症状には違いがありますが、日常生活が困難になるほどの強烈な痛みで苦しむ方が多く、皮膚症状が治っても数年痛みが続く方やあらわれる部位によっては顔面神経麻痺、目の障害、耳鳴り、めまいなど重い後遺症が生じることがあります。なかにはウイルスが脳まで広がり、髄膜炎や脳炎を引き起こすこともあります。带状疱疹の原因となるウイルスは日本成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、80歳までに約3人に1人が带状疱疹になるといわれております。带状疱疹の発症に対して50歳以上の方にはワクチン接種で予防することができます。しかし、带状疱疹の予防にワクチンがあることを知らない人が多くみえます。带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進をすべきと考えますが、町の考えを伺います。

また、带状疱疹ワクチンの接種費用が高額なため、接種をためらう人が多いとも聞いています。県内では7市町村が接種費用の助成をしています。带状疱疹のワクチン接種にかかる費用負担の軽減にコロナ臨時交付金を活用することは可能との国の見解があります。高齢化が進む中でシニア世代の方々が元気に活躍されることはとても大切なことです。また、高齢になってからの強い痛みはとても苦痛だと思います。町民の健康を守るという観点から带状疱疹ワクチン接種の助成をすべきと考えますが、町長の考えを伺います。

続きまして、コロナ禍によるがん検診の受診率低下の対策についてでございます。がんは早期に発見し治療することによって命を守ることができる時代となりました。しかし、がん検診の受診機会を逃せば発見が遅れ、治療や生活に影響が出ます。コロナ禍により受診率が低下したとの報道があります。がんが見つかったときにがん検診を受けていればよかったという後悔をさせないためにも、がん検診を受診することの重要性を理解いただく取り組みが急務だと考えます。

①コロナ前の状況と比較した当町におけるがん検診の受診状況は。

②受診率向上に向けた取り組みは。

③国が準備している勧奨資材としてのリーフレットなどを利用する考えは、  
以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

まず、带状疱疹に関する周知と接種の推進についての御質問をいただいております。

予防接種は感染症対策上、大きな役割をもつものと認識しております。その予防接種には市町村が法律に基づいて実施する定期接種と希望者が各自で受ける任意接種があります。いずれの予防接種についても周知は必要であると考えております。今後につきましても予防接種の周知に関し、定期接種とあわせ带状疱疹ワクチンを含む重要な任意接種についても周知の充実を図っていきたいと考えております。

また、接種への助成であります。現在带状疱疹の予防接種は国が定める定期接種ではなく、希望者が独自で各自で受ける任意接種となっております。したがって、町は今のところ任意接種に対し助成する考えはございません。また、交付金を利用したらどうかということですが、带状疱疹がこのコロナ感染との関連性を我々も確認をしておりますし、この交付金の活用ということについてもこの交付金を使えるかということも確認できておりませんので、今のところこの交付金を使つての活用というのはいま考えておりません。

コロナ前の状況と比較したがん検診の受診状況についての御質問をいただきました。

この新型コロナウイルス感染症が流行する前の令和元年度と令和3年度の比較において、がん検診全体で令和元年度が6,594人、令和3年度が5,683人で911人減少しております。

また、受診率向上に向けた取り組みにつきまして、コロナ禍以前の同様な対応といたしまして、より多くの町民の皆さんががん検診を受けていただけるよう、受診対象者に対する個別通知の実施を初め、利便性を高めるために感染症対策の徹底を図りつつ、1日で複数のがん検診が受けられるよう集団健診の設定を行いました。

また、電話による検診予約の受付日や検診実施日に日曜日を加えるなど受診率の向上に努めてまいりました。コロナ禍による受診率低下の対策ということですが、現在町のホームページにおきまして、厚生労働省が作成した動画のリンク先を掲載し、がん検診は不要不急ではなく必要な外出である旨を周知し、受診勧奨に活用しております。今後も機会を捉えましてがん検診の重要性については御理解いただけるよう、周知啓発を図ってまいります。がん検診の受診率の向上には今後も努めてまいりたいと思っております。

ります。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

答弁ありがとうございます。では、带状疱疹ワクチンについてお伺いいたします。带状疱疹ワクチンの効果、有効性について、町としてはどのような認識をおもちでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

带状疱疹ワクチンの効果や有効性について、町の認識はどの御質問でございます。まず、带状疱疹ワクチンには2種類ございまして、1つは不活化ワクチンでございます。こちらは50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%の有効性があるといわれております。もう1つ、生ワクチンにつきましては、50代では93.8%、70歳代では78.6%の免疫効果があるといわれております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

では、生ワクチンと不活化ワクチンの金額ですが教えていただけますでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

一応、概算目安でございますが、生ワクチンにつきましては1回接種が6,000円前後、不活化ワクチンにつきましては1回が2万2000円前後と認識しております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

ありがとうございます。かなりの有効性のほうは結構高いですので2万円というのは多分2回打てば4万円以上になってしまうということで町民の方は大変かと思えます。でも、周知はしていただけるということでそういった内容も含めて周知をしていただけるということですが、どのような方法で周知をしていただけますでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

周知の方法でございます。町ホームページ等を活用しまして任意接種に当たります疾病の種類やその概要のほか、ワクチンの対象年齢等を周知していく考えでございます。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

しっかり周知のほうをお願いしたいと思います。私の友人も带状疱疹にかかっており、大変つらい思いを今現在されております。病院に行ったらワクチンがあったことを初めて聞きましたとのことでした。情報を町民の方が知っておくことはとても大切なことと思います。どうか丁寧な周知をお願いしたいと思います。

あともう1つ、発疹が出てから72時間以内に抗ウイルス薬を飲み始めるのが望ましいといわれております。しかし、発疹が出てから2日以内に医療機関に受診する患者さんは少ないのが現状であります。ある日、ふと胸やお腹、背中などに皮膚の数センチ四方がちくちくと痛み出して、患部を見ると赤くなっていて、毛虫にやられたのかな、何かにかぶれたのかな、じんま疹かななど思いがちで数日たっても痛みも赤みもなかなか消えないので病院に受診されるというケースが多いとのこと。受診がおくれると重症化につながってしまいます。重症化しないためにもできるだけ早い受診を促してほしいと思いますので、こういった情報もあわせて周知のほうをお願いしたいと思います。

続いての答弁で町長が先ほど、現在のところ带状疱疹ワクチンの助成は考えていないということでしたが、こととあともう1つがコロナ交付金の使用は確認できないというようにお話でしたけれど、公明党のほうから確認をとっております。コロナ交付金は使用可能ということなんです、現在新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で带状疱疹

を発症する高齢者が急増している先ほど言いました理由に、コロナ禍による心理ストレスによる免疫力の低下が上げられておりますが、そのほかにも感染により免疫細胞やその働きがダメージを受けて带状疱疹の引き金となっているというデータがあります。50歳以上では新型コロナに感染した人はそうでない人と比較して感染から6か月以内に带状疱疹を発症するリスクが15%高かった。さらに、新型コロナの入院患者では带状疱疹の発症リスクが21%高かったということがデータであります。なので、財政等厳しいこともありますが、その働きがダメージを受けて带状疱疹の引き金になっているので、コロナの影響によった発生する住民の負担を軽減するという意味で臨時交付金を活用できるというお話でした。コロナ禍だけでも带状疱疹ワクチン接種にかかる費用負担の助成を一時的にもすべきと考えますが、その点について再度お考えを伺いたいと思います。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

先ほど町長の方からも答弁がございましたが、現時点、町としましては任意接種に当たる带状疱疹ワクチンに対する一時的な助成につきましても実施をする考えはございませんのでよろしく願いいたします。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。では、ちょっと医療費のことで言いますけれども、带状疱疹ワクチンの治療薬である抗ヘルペスウイルス薬というのは高価なものとお聞きしております。また、発疹が治っても痛みが続けばさらに治療費がかかります。毎月3,000円から4,000円ほどかかり、带状疱疹後疼痛にかかった患者さんの20%は治療後1年以上症状が残っているという報告があります。予防接種をすることで確実に医療費削減につながると思われます。町民の生活、健康を守るという点で、まずは带状疱疹ワクチンがあることを知ってもらうこと。そして必要性を感じ、接種してもらうこと。さらに接種費用の助成をし、接種する人をふやす取り組みで大治町の皆さんの健康寿命を延ばすことにつながります。町民からの要望で自分がかかったらと思うと不安で希望者全員がワクチンの接種が受けられるようにと助成制度を設けてくださいと切なるお声をいただいております。どうか国の制度を待つのではなく、皆さんの健康を守るために少しでも早く助成をしていただきたいと思います。再度検討のほうをよろしく願いいたします。带状疱疹のこ

とについては以上で終わります。

続きまして、がん検診のお話でございます。先ほど答弁いただきました令和元年度から令和3年度が大体911人減少というお話でしたけれども、大体国の調査では3割減少がというお話なんですね。だけれども大治町では大体1割程度ということでこれは町の皆さんの御努力だったかなとふうに思って感謝しております。では、このがん検診をしてがんが見つかった人は何名ぐらいいますでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

がん検診で見つかった人が何人であるかとの御質問でございますが、令和3年度のがん検診全体で19名の方となっております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

ありがとうございます。11名の方の命が救われたと……

○議長（林 健児君）

手嶋議員、19。

○3番（手嶋いずみ君）

19、ごめんなさい、失礼しました。19人ですね。救われたということは本当によかったなと思います。私も町の検診を受け、がんが見つかって助かった一人でございます。今、検診を受けていなければここに立っていないということをつくづく思いますので、本当のがん検診の重要性を肌身で感じております。受診対象者に4月に個別通知を発送されておりますが、何名の方に送られているのでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

個別通知の件数でございますが、令和3年度の個別通知件数につきましては2万4632件となっております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）



議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

本当にとっても多くの方に個別通知の書類を送っていただき、本当に感謝しております。でも、そのうちのがん検診に来られた方が5,683人の方が検診を受けられたという話なんです。職域での検診は把握することはできないにしてもちょっと少ないかなと、大治町の受診率としては少ないかなということを感じますね。国は受診率を60%となるよう目標を掲げ、現在検討を重ねておりますが、町としては受診率向上のためにがん検診の必要性について、どのような周知や勧奨を現在行っていますでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

現在の周知方法でございますが、周知としましてはがん検診項目のほか、検診内容、検診の実施期間等を町ホームページや広報紙に掲載し周知をしております。

また、同内容を記載しましたがん検診のお知らせチラシを各戸配布させていただいております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

間もなく10月申し込みというか検診の10月が近くなると思って、再度勧奨したり、あともう少しで終わりますよという周知とかされておりますでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

先ほど申しましたようにホームページのほうにも実施期間等の掲載がございますが、今後発送します広報11月号に実施期間等をお知らせする予定でございます。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、わかりました、ありがとうございます。続きまして、コロナ禍による受診率低下についての要はがん検診が不要不急ではないという周知の仕方なんです、ここにありますホームページに厚生労働省のリンクをホームページで出しておりますという今の町長の答弁だったんですが、ホームページをどうやって開いたらそのリンクにたどり着けるのかなと思ひましてお聞きしたいと思ひます。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

ホームページからの検索方法についてでございますが、現在はホームページのホーム画面の中で中ほどにあります、今の大治町情報の中のお知らせ欄がございますが、そちらのほうからごらんいただくことができますし、あとホームページ画面の右上にありますメニューボタンから「くらしの情報」というのを選択いただきまして、その中の「健康・医療」。続きまして、「成人の健康」を選択いただきますと「がん検診・健康診査」のメニューがございますのでそちらからごらんいただけます。以上でございます。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

先ほどお知らせ画面のところからすぐ見ることができるかなと今思ったんですが、その後くらしの情報、まちの健康のところ、がん検診のところとってたどり着くのにはちょっと厳しいかなと。皆さんがそこまで検索することはないかなと思うんですが、本当にがん検診の必要性をぱっと一目で見てわかるようなホームページの掲載の仕方をしてほしいなともう一回改めて感じましたので、どうかよろしく願いいたします。

国の勸奨のリーフレットは使わないという今町長の答弁、使っていないような答弁かなと思うんですが、今後リーフレットは使わずに町民の皆さんが一人でも多くの方ががん検診を受けなければと思えるような啓発に、具体的にどのような取り組みを考えているのかちょっとお伺いしたいと思ひます。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

啓発についての取り組みについてでございますが、広報のほかホームページ等におきまして、がん検診の有効性につきましてよりわかりやすく周知を図るとともに、国等のリーフレットやポスターなどの啓発資材も活用させていただきながら周知啓発の充実を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

よかったです、活用していただける話でありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

日本のがん検診受診率は諸外国と比べて国際的に低い値となっております。その理由に受ける時間がない、必要性を感じない、うっかり受診するのを忘れるなどと上げられております。先ほど必要性についての周知を今後充実を図っていただくという答弁をいただきましたので、本当にそのほうはよろしくお願ひしたいんですが、時間とかうっかり受診することを忘れるということについては私も経験がありますが、平日朝から夕方まで仕事をしていて電話するのをうっかり、あしたしよう、あしたしようと思いつつ日に日に延びて申込期間が終わってしまったと。ああと思うことがあるんですが、町民の皆さん、やっぱり安い集団検診を望んでいたりとか、本当に忙しい方は個別検診をするのが一番いいかと思いますが、今インターネット予約というのを24時間いつでもどこでもできる24時間インターネット予約というのを割と多く市町取り入れておりまして、隣の蟹江町もインターネット予約ができるというそういう構築をされております。本当に全て行政が電話での対応をしている業務も大変かと思いますが、本当に受付の方は丁寧にしっかりとお話をさせていただいていて感謝しておりますが、先ほど言いました5,600人の電話の対応をするということも大変かと思いますが、インターネット予約ができるように思い立ったらすぐインターネットで予約というふうにできるようにすると、また受診率向上につながるのかなということを思いますので、こちらは要望になりますがよろしくお願ひいたします。

あともう1つ要望なんですが、個別の受診の勧奨が一番受診率の向上につながるとも言われております。平成26年に重点受診勧奨対象者を設定ということがうたわれておりますが、大治町も大変ではございますが、がん罹患率、がん死亡率、年齢等の細かいデータをとって重点受診勧奨対象者を設定して再勧奨していただいてほしいと思います。

一人でも多くの町民の命を守りたいという思いで日々皆さん忙しく取り組んでくださっていると思います。今現在コロナワクチンのことでも大変忙しいとは思いますが、さらに一歩前進した取り組みをお願いしたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 健児君）

3番手嶋いずみ議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので1問質問させていただきます。

避難所にオストメイトの対応についてを質問させていただきます。

コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、日本列島はこれから本格的な台風シーズンとなります。昨今はいつ災害が起きてもおかしくない状況の中、さまざまな疾患を持った方が増加傾向となっておりますが、安心して避難できる環境づくりが必要だと思っております。オストメイトについてでございますが、大腸がん、難病、先天性疾患などの病気や事故などが原因で腸や膀胱のかわりにお腹につくられる排せつのための出口、排せつ口であります。自分では排せつのコントロールができないので、お腹にストマ用装具を装着し排せつ物をためて、ある程度たまったらトイレで袋の中の排せつ物を出しております。出すわけでありまして。ストマ用装具も衣服の下に隠れておりますので外観上はわかりません。そのため周りの人に十分理解がされていないというのが現状でございます。

そこでお伺いをいたします。

1、避難所にはオストメイトが排せつ物が処理できる仮設トイレを確保してあるのか。

2、公共施設は災害時に避難所となっておりますが、バリアフリートイレを全てオストメイト対応にする、町長のお考えを伺います。以上で1回目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

避難所にオストメイトの対応という御質問をいただいております。

まず避難所におきましては、広い個室が確保できるテント及び簡易トイレを備蓄しております。また、袋に凝固剤を入れ可燃ごみとして排出できるセットや足踏みふたつきのごみ箱も備蓄をしておりますので、オストメイトが排せつ物を処理できる仮設トイレを確保しているとそういう認識であります。

また、公共施設におけるバリアフリートイレのオストメイト対応につきましては、専用の水道設備、便器、移動式オストメイト専用トイレなどさまざまなものがありますので各施設のスペースを考慮しながら今後どのように進めるかは検討していきたいと思っております。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

御答弁ありがとうございます。先ほど町長は仮設トイレにオストメイト排せつ物を処理できる仮設トイレで確保しているという認識をという答弁をいただきましたが、この仮設トイレでオストメイトの方には洗い流す水が必要となってくるわけでありましたが、そういった意味でもそういったところからも認識をされているということでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

現在、今、我々が用意しております備蓄資材につきましては、水の用意までは今はできていないという認識でございます。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4 番後藤田議員。

○4 番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。水が大事なんですよ。そういった意味でも今後使えるかなと私は捉えております。

2 問目でございますが、身体障害者のトイレのマークというのは専用ではなく車椅子の方が使用できるというマークであるにもかかわらず、社会通念上、いまだに健常者が使いにくいものとしてなっております。外見は健常者であります。オストメイトを初め内臓疾患の方が気兼ねすることなく使用できる整備が必要であると思います。バリアフリーが誰でも使えるトイレとして明示はどのように進めていただくお考えなのか、お伺いをいたします。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課課長補佐。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

身体障害者の方のわかりやすい明示という御質問でございますが、今後誰にでもわかりやすい表示であるマークを用意させていただいていくことが重要だと考えておりますので、そちらのほうを用意していきたいと考えております。

○4 番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4 番後藤田議員。

○4 番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。また、当事者はもちろんでございますが、ほかの方にも知っていただくためにも町のホームページやチラシで掲載していただく考えはいかがでしょうか。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課課長補佐。

○防災危機管理課課長補佐（山田繁樹君）

当事者以外への啓発という御質問でございますが、啓発することは大変重要なことだと考えております。ホームページ等で順次啓発していきたいと考えております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。公共施設、災害時に避難所となっているバリアフリートイレと全てオストメイトに対応するというので順次検討していくという答弁をいただきまして、本当に一日も早くそういったものは設置していただきたいなとそのように思っております。防災と福祉の連携というところで避難行動要支援者登録状況を踏まえまして、個別避難計画作成を大変かと思えます。大変に困難を示すかと思えますが、今後一日も早い時期に作成を行っていただきたいことを切に要望いたします。自然災害で被害を受けやすいのは高齢者、障害者の方々であります。我が町の安全で安心して暮らしやすい実効性のある施策を進めていただきたいことを思っております。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 健児君）

4番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時35分 休憩

午前11時37分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

9番吉原経夫議員の一般質問を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。一般質問をさせていただきます。

1番、選挙における疑問票の扱いを記録し、次回以降の選挙に生かすべきではないか。

2022年7月10日執行の参議院選挙では、「自民」を逆にした「民自」は有効票となり、「立民」を逆にした「民立」は無効票となるなど疑問票の扱いに時間がかかり、開票終了時間が前回参議院選挙に比べ非常におくれました。根拠があつて疑問票を有効とするか、

無効とするかを判断しておられると思います。根拠を含めて記録をとった上で、次回以降、疑問票の扱いに生かすべきであると考えますが記録はとってあるのでしょうか。

2番、ヤングケアラーの実態把握と対策の主管部署はどこか。

ちょっと画面をお願いします。これ町のホームページですが、広報バックナンバー令和4年8月号で13ページ、こういうふうに「ヤングケアラー知っていますか」というのがあります。「家事や家族のケアをひとりでがんばっている人いませんか相談してみませんか」と広報されておられます。今までどれくらいの相談があり、町内に何人ぐらいのヤングケアラーがみえるか。どのように考えておられるのでしょうか。また対策の主管部署はどこなののでしょうか。

愛知県はヤングケアラー支援事業の一環として、市町村モデル事業を行っております。本町もその事業に参加し、ヤングケアラー支援をもっと強めるべきではないでしょうか。また、直接のヤングケアラー支援ではありませんが、愛知県は家庭訪問型子育て家庭寄り添い支援モデル事業も行っています。本町も積極的に参加すべきではないでしょうか。

3、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健やかに自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が重要であるとありますが、本町における主管部署はどこで何を行っているのでしょうか。

これも広報おおはるに似たようなのが載っております。8月号でございますが。地域包括支援センター、また在宅介護支援センターと、また海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター、いわゆる「あまさぼ」といわれるこういう紹介もされておられます。

本町の第8期老人福祉計画・介護保険事業計画にも必要な援助・支援を包括的に行う地域包括支援センターが紹介されていますが、本町における主管部署はどこなののでしょうか。また、この計画には認知症ケアパスのイメージ図の中で家族からの相談先として在宅介護支援センターが紹介されていますが、これ以外にはこのセンターの記述がありません。地域包括支援センターとの役割分担など計画の中でどのように考えているのでしょうか。計画に「あまさぼ」を中心としてみとりや認知症を踏まえた在宅医療介護連携を推進していくとあります。本町の主管部署が町内の医療機関と直接話し合うことも必要だと考えています。どのような話し合いを行っているのでしょうか。

4番、あま市民病院、中村日赤病院などへの通院手段の充実に向け、町の考えは。

通院手段の充実を求める町民の声が多く寄せられています。あま市民病院無料送迎バスは停留所がないため、初めて利用された方がどこで待てばいいかわからず、交差点の真ん中でバスをとめた事例もありました。「行き」だけは停留所が必要ではないでしょうか。午前しか行きのバスが運行されていませんが午後も診療があります。午後も運行は必要ではないでしょうか。これらの点であま市と協議すべきではないでしょうか。

また、身体障害者、要介護者等を輸送する福祉有償運送事業者指定のために必要な運営協議会の予算が計上されています。申請される民間事業者のめどは立っているのです



ようか。発地、出発する方ですね。そこが大治町でなくても、着地、行き先ですね、これが指定区間内であれば福祉有償運送は利用可能です。発地が大治町でなくても、ですからそういう協議会などをやらなくても、あま市や中村区を着地としている他の市町村の民間事業者、これを町民に知らせていく考えはないのでしょうか。同様な制度で訪問介護員等による有償運送の制度もあります。町内に実施する民間事業者はあるのでしょうか。同様な制度で町自身が市町村運営有償運送、こういうことを行うこともできるとあります。こういうことを行う考えはないのでしょうか。

5番、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて公示することとなったが、町の対応は。

福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定により、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて公示することとなりましたが、本町としてどのように対応しているのでしょうか。指定福祉避難所になっている民間施設とは避難者の受け入れについて、どのように協議しているのでしょうか。

6、政府は子供にかかわる仕事につく人の性犯罪歴を確認する「日本版DBS」を検討しているが、導入までの町の対策は。

政府は子ども家庭庁を設置し、子供にかかわる仕事につく人の性犯罪歴を確認する「日本版DBS」の導入を進めています。本町内の民間施設において、子供へのわいせつ行為と疑われた事案が発生しました。「日本版DBS」導入前に子供にかかわる仕事につく人の性犯罪歴を確認するなど本町としてどのような対応ができるのでしょうか。

7、町のエコオフィスプラン2030の中では、CO<sub>2</sub>削減量の目標を掲げているが、どこまで達成されてきたのでしょうか。

町はエコオフィスプラン2030を策定し、目標を掲げてCO<sub>2</sub>削減を進めています。2024年度にはCO<sub>2</sub>発生量を1,661トンにまで抑えたとありますが、どこまで達成できたのでしょうか。公民館の空調機器が2機とも壊れ、冷房がきかない事態も発生しています。壊れてから直すだけでなく、このプランにあるように壊れる前に設備・機器の更新を進めていくべきではないのでしょうか。また、再生エネルギー導入に向けての検討状況はどうでしょうか。以上、質問させていただきます。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

それでは選挙における疑問票の扱いについて、私の方から答弁させていただきます。

根拠を含めて記録をとった上で、次回以降、疑問票の扱いに生かすべきであると考えますが記載はとってあるのかとの御質問でございますが、投票の効力については数多くの

判例や実例がございます。しかしながら、判例などはそれぞれの場合における問題の投票についての判断を示すものであるため、投票の効力を判断する際には判例を画一的にそのまま採用するものではなく、また過去の疑問票の取り扱いの記録を残し、その記録どおりに判断するものではないと考えております。

なお、投票の効力の決定に当たっては、無効投票の事由を定めた公職選挙法第68条の規定に反しない限りにおいて、選挙人の意思が投票の記載から判断できる以上は、できるだけその投票を有効にするべきものとするとの趣旨のもと、個々の投票ごとにそれぞれについての具体的な事情や候補者の状況を十分考慮した上で慎重に効力を決定しております。

開票に当たっては、判例などをまとめた資料を作成し、開票に従事する職員に対し事前に説明会を行っておりますが、今後はより迅速に開票事務を進められるよう投票の効力の安定の原則や傾向について、より内容を充実させた説明会を行ってまいります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

ヤングケアラーの御質問をいただいております。広報掲載後、教育委員会を含め町に対する相談は今のところございません。また、町内のヤングケアラーの人数についてですが、愛知県の実態調査において小学5年生の16.7%、中学2年生の11.3%が「世話をしている家族がいる」と答えており、これは一般論ですが、大治町でも一定のヤングケアラーがいると推測されます。

次に、本町におけるヤングケアラーの対策の主管部署についてですが、子育て支援課になります。

それから、愛知県の事業に参画してはどうかということですが、まずはヤングケアラーの啓発に努め、子供や保護者等の方がヤングケアラーの理解を深めることが重要であり、その上で支援策を考えてまいります。

最後に、家庭訪問型子育て支援に参加すべきではとの御質問ですが、愛知県が推進している家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」は、NPO法人等による家庭支援となります。本町では養育支援訪問事業として保健師やこども家庭支援員、ヘルパーが訪問し、話を聞くなどの支援を実施しておりますのでまずはこの事業の充実に努めていきたいと思っております。

次に、地域包括支援センターの主管部署はということですが、これは民生課であります。社会福祉協議会に運営を委託しております。

次に、在宅支援センターと地域包括支援センターとの役割分担などをどう考えている

かということではありますが、地域包括支援センターは介護に関する総合相談に応じ、要支援認定者を対象としたケアプランの作成や認知症の方やその家族に対する支援など地域包括ケアの中核機関として必要な援助、支援を包括的に行います。

在宅介護支援センターは、医療法人藤枝会に運営を委託し、在宅の高齢者を抱える家族など個人から在宅介護にかかる各種相談を受け、ニーズに合った保健・福祉サービスが受けられるように情報提供や関係機関との連絡調整を行う役割を担っております。

次に、在宅医療介護連携の本町の主管部署が町内の医療機関と直接話し合うことも必要だと考えているが、どのように行っているかという御質問もいただいております。海部津島7市町村で構成をしております海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター、通称「あまさぼ」と呼んでおりますが、において、海部医師会、海部歯科医師会、津島海部薬剤師会などの団体と在宅みとりの当番制度などについて協議をしておりますので、今のところ本町が関係機関と直接話し合うことは考えておりません。

次に、あま市民病院のことについても質問をいただいております。現在の運行の考え方については、バスの停留所を設置することにより乗りおりする箇所が限られることよりも、運行ルート上で手を挙げることなどで運転手に知らせることのほうが利用者の利便性を高めるものとの判断のもと実施されているものであります。この送迎バスは診察の受け付け時間に合わせた運行であると認識をしております。

福祉有償運送を申請される民間事業のめどはという質問もいただいておりますが、本町では広報及びホームページで事業者の募集をしております。現在、応募された事業者はいませんが、引き続き募集及び実施可能な事業者の把握に努めてまいります。

次に、発地が大治町でなくてもあま市や中村区を着地と指定している民間事業者を町民に知らせていく考えはないかという御質問をいただいております。福祉有償運送の制度は、市町村が主宰する福祉有償運送運営協議会において合意を得た上で実施されるものであり、他の自治体の福祉有償運送運営協議会で合意を得た発地が大治町でない事業者を周知する考えは今のところありません。

次に、町内に訪問介護員等による有償運送を実施する民間事業者はあるかとの御質問であります。障害福祉サービスにおける給付の一形態として実施している居宅介護の事業者は町内にございます。

最後に、町自身が市町村運営有償運送を行う考えはという御質問であります。町自身が行う考えはありません。

指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて公示することの対応との質問であります。大治町において福祉避難所は3施設との協定を交わしております。現在、個別の案件について順次施設管理者と調整をしておりますので、今後指定に向けて協議を進めてまいります。

また施設との協議につきましては、現在のところそれぞれの施設と受け入れの可否や

必要な設備などを協議しておるところであります。

続きまして、町内の保育所においてわいせつ行為という言葉は今発せられました。わいせつ行為と言われましたが、わいせつ行為というのは大変重い行為で犯罪行為であり、刑事事件ということで逮捕される事件で、わいせつ行為とは。あんまりこういう場であかつに発言されないほうがいいと思いますが、注意して発言されたらどうでしょうか。

---

---

---

○議長（林 健児君）

町長、町長。

○町長（村上昌生君）

---

[[議題外のことだと思ひますが]の声あり]

○町長（村上昌生君）

---

---

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

---

---

---

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

---

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

では、町長。

○町長（村上昌生君）

---

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

---

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

現段階では制度が確立をしておりませんので、町として対応することはできません。

---

---

---

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時58分 休憩

午前11時58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

---

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時58分 休憩

午前11時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

---

○議長（林 健児君）

町長、町長。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午前11時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

CO<sub>2</sub>の削減であります、大治町の公共施設によるCO<sub>2</sub>排出量につきましては、令

和3年度に実施した調査結果によりますと1,665.2トンと試算をしており、基準年と比較して19.8%削減となっております。

また、公共施設の設備・機器の更新につきましては、各施設の担当部署において計画的に修繕を行っているところであります。

最後に、再生エネルギー導入に向けての検討状況については、設備の設置要件や費用対効果について調査の上で検討していきたいと思っております。

ところで先ほどのことですが、ちゃんときちんと答えてください。吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

再質問させていただきます。まず、1番目の問題ですが、判例ですとか過去の記録、それにとらわれなくてそれぞれの選挙で判断していくという答弁でした。それなのに、それぞれの判例などの資料を渡して説明会をしている。そういう過去のことを周知している、担当職員にですね。だって、それぞれの回で判断するのに、だから過去のこういう例とかそれはとらわれなくて、使わないと言っているのに、過去のそれを表にまとめたのを渡して勉強しなさい。何かそこは矛盾があると思うんですが、過去の例をやっぱり参考にするならすると。だから資料として配っているというならわかりますが、何か矛盾じゃないですか。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

開票に当たる、従事する職員に対して配っている資料についてですが、こちらにつきましては、過去の判例、実例、そういうものはあくまで参考ということでこういう実例があったというのは載せています。それ以外に無効事由、公職選挙法第68条に規定する無効事由というのがこちらでも大事な情報になりますので、こういったところを再認識していただくという意味も込めて資料のほうには掲載しております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

無効事由はまだわかりますが、その疑問票ですね。それで判例を参考にして配っていて、でもそれにはとらわれないよと。何かおかしくないですか。だから、それぞれ今回の疑問票の扱いも記録にとっていて参考にすれば。それは参考にしない。でも、過去のそれらなどは参考にする。何かおかしくないですか。今まで町でやったことに関しては記録にとらない、参考にしない。でも、国から来るのは参考にするというような。参考にするなら町のを参考にするというべきではないでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

先ほども答弁してございますが、投票の効力というのは、選挙というのはあくまでも全く同じ条件での投票というものは一つとしてないというふうに認識しています。その中において先ほどから申し上げています判例及び実例、それ以外に国政選挙ですと総務省から事務連絡という形で毎回選挙の都度、有効に扱うもの、無効に扱うものといった通知が来ております。そういった通知も資料の中には参考として載せています。しかしながら、その中で注意書きとしまして具体的に判断するに当たってのあくまでも参考資料にとどまるものであるので、内容が安易に取り扱われることがないように疑問票の増加を来すことないように適切な御配慮をお願いしますとそういった言葉が毎回通知の中には申し伝えております。そういうのを勘案しながら我々としては疑問票の取り扱いを無効であるか、有効であるか、そのあたりを判断しているところでございます。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

だから疑問票の扱いをどうするかを聞いているんじゃないんですよね。参考を、だから国から来るのは参考で使う。でも、今回なり町でやった選挙についての事案、事例については記録もとっていないし、参考にもしない。何かおかしいと思うんですが。やっぱり町でやったものに関してはそれも記録にとっていて、それにとらわれないことはわかりますよ。参考にしていくと。それなのに何で国からの参考にして町の過去のは参考にしない、記録にとらないんですか。記録にとる義務はないんですよ、公職選挙法上。だけれど、とっておいて参考にしたほうがいいと思うんですが、ただそのとおりにやるわけじゃない、それもわかりますが。そこら辺どうしても解せないんですが、なんでで



しょうか。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

先ほどから答弁しているとおりでございますが、あくまでも機械的、画一的に判断するものではなく総合的に判断するものでありますので参考として載せております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

かみ合っていないんですよ。私は総合的に判断しなきゃいけないと言っているんじゃない。

○議長（林 健児君）

吉原議員、マイクとマイクの真ん中でお話してください。マイクとマイクの真ん中です。

○9番（吉原経夫君）

済みません。とらわれるものでもないのはわかります。ただ、参考にするから国などは送ってきている。わかります。ただ、町の過去のも記録として参考にしてとらわれるものはないと明記した上で使えばいいじゃないですか。それは使わない。記録にとらない、使わない。それはなぜなのか。だって、そこを答えていないじゃないですか。国が持ってきたものと町のものとの違いを。それはなぜ違うのかを聞いている。国とその判例と町が過去あった例と何か違いがあるんですか、扱いに。これ事実、この例は事実。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

先ほども答弁してございますが、選挙それぞれは全く同じ条件で投票というものはございませんので、その選挙ごとで有効であるか、無効であるか、そのあたりは判断して決めているものでございます。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

判断して決めているのは聞いています。ただ、記録をとってそれを参考にしたらどうかと言っていることに対する答えがない。なぜ町のものに関しては記録をとらないで参考にしないのか。国から来ているのは参考にする。その答えがないじゃないですか。だからかみ合っていないと言っている。その答えが欲しいんです。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤友哉君）

町として記録をとって次回以降に生かすようなことは考えておりません。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

そういう考えだとはっきりわかりました。今はっきり言われたからわかったんです。

では、2点目です。ヤングケアラーの件で広報掲載後、相談ゼロというのはわかりました。今までトータルで相談件数は何件あったのでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今までに1件受けたことがございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

その1件はいろいろ管轄の相談、相談する場所がありますが、どこに相談があったんですか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

子育て支援課の方に相談がございました。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

直接、関係者なり当人なり知っている人なりが直接子育て支援課にあったのか、学校などがつかんだ上で子育て支援課にあったのか、どちらでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

この件につきましては高校生でした。学校の関係者から子育て支援課の方に相談がございました。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということはやっぱり学校からということですね。はい、わかりました。やはり、いろいろな調査によりますと学校への相談が一番多いということは聞いております。

次に、愛知県で2つの事業、私はやったらどうかと言いましたら、まず町のやっていると先を先にやると。町がやらなきゃいけないことを先にやるというような答弁でした。ヤングケアラーの問題では介護保険などや障害者福祉とかぶるところも多くて、ヤングケアラー単独だけの相談というわけにもいかない。ですから、国や県は重層的支援体制整備事業、こういうのを手挙げ方式で進めております。やっぱりいろいろな福祉関係でトータルでやっていく支援が必要だと私は考えるんですが、これは町が取り組むべき課題でございますが、そこはどこまで進んでいるか。今のところ何も考えていないのか。どういう状況なんでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

このヤングケアラーの問題でございます。広報もさせていただきましたが、まずは子供さん、保護者の方、それから支援者の方、この方たちがヤングケアラーとはどういったものか。そういった方に対してどんな支援があるのかということを知っていただくために、我々もまだ今年度においては周知がまず必要だと思っています。その中で今回は広報にお載せしました。それから子供のガイドブック、こちらにもお載せしまして、あとは民生委員協議会、こちらの方にヤングケアラー、それからヤングケアラーの発見段階についてのお話をしました。総合的には大治町も今回いろんな事案が出てくるとは思います。これまでも福祉全体でそういったお子様をサポートする、あるいは教育委員会も含めてサポートするという形をとっておりますので、継続してこれまでのやり方を踏まえて実施すべきものと認識してございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

民生委員の方に広報した、非常にいいことです。ヤングケアラーの方、当事者なり家族なりの相談、非常にやっぱり直接は少ない。学校現場で先生方が見つけていただくか、民生委員。また、それぞれ介護保険なり障害福祉、そういうので直接かかわっている方が見つけていくか。これはやはりそういう見つけ方、そういうのの研修、そういう関連する部署で携わっている方への研修ですね、こういうのも必要だと思うんですが、啓発だけではやっぱりふえない。やっぱり困っている方はたくさんいるので見つけていくという町の姿勢。そのための研修が必要だと思うんですが、どうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

今年度、愛知県の事業として8月にヤングケアラーのシンポジウム、理解促進ですね、こういった事業がありまして、我々もそこに参加してオンラインで情報を聞きました。研修につきましては愛知県におきましても9月以降、県内で開催していくというような話も聞いておりますので、それが実現した場合には我々も、それから学校の教員の方にもそういった研修受けていただいて、まずは理解から始まっていくということを考えて

おりますので、これからだということ認識しております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

今は8月の県の研修のことを言われましたが、実は私もオンラインで受講させていただきまして非常にわかりやすい、非常にためになる研修でした。これはぜひ県内でやる場合、町の職員、先生方、また社協の方など、あと民間事業者の介護保険とか障害福祉に携わる民間事業者の方などもお勧めして、ぜひ多くの方が受けていただくよう勧めていただきたいんですが、そういう機会があればですが、その点どうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

当然ヤングケアラーの発見についてはなかなか難しい部分があります。私ども、それから教育委員会、支援者、そういったあと住民の方ですね、そういった方にもいろんな情報を提供しながら体制としてはつくっていきたいと思っています。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

町としてまだまだ始められたばかりというか、まだまだ手探りのところあるかもしれませんが、やっぱり困っている方、非常に多いと思いますので、そこら辺いろいろと進めていただくようお願いして3番目の地域包括ケアシステムの構築について質問させていただきます。ちょっと私の質問の仕方が悪かったのと、地域包括支援センターは民生課主管で社協に委託しているということですが、地域包括ケアシステムの構築については、これは民生課が主管で民生課がやらなきゃいけないんじゃないかと。社協がやることではないと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

まず地域包括支援センターにつきましては、社会福祉協議会の方で介護保険の指定を受けて実施しているものであります。今回、地域包括ケアは地域包括支援センターが中核となって全ての医療機関、あるいは関係機関と連絡をとりながら介護者のサポートをしていくという総合的な部分になります。この中には町のほうも入りまして運営会議というのを開催して、町全体で運営の中身を見ながら進めていくというものでございます。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、地域包括ケアシステムの構築ですね、これは民生課が主管ですが、地域包括支援センターは委託されている社協さんが中心になって地域包括ケアシステムを構築するということなんでしょうか。今の部長の答弁では。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

先ほども申しましたように、町もそこの中に入っておりますので、そのケアシステム、そこをしっかりと町のほうで対応して運用は地域包括支援センター、こちらのほうで取りまとめを行っていただくというものです。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

主管部署は民生課でございます。全員協議会の中で老人福祉センター、多世代交流センターに変えていく中でその主管は高齢者を対象とする部署だという表現をされましたが、今後民生課ではなくて高齢者を主体とする部署がこの地域包括ケアシステムの構築になっていくんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

現在も民生課の高齢係で対応しておりますので、高齢係のほうで対応していくと思います。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

町が対応していくということですが、やっぱり専門的な知識も要る。一応、専門的な知識として社会福祉士という職種があるんですが、大治町の職員で社会福祉士、何名でどこに所属されておられるんでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

町の方では社会福祉士として雇用したということはありません。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

社会福祉士として雇用したのではなく一般職として雇用しましたか。社会福祉士の資格を持った方を雇用したと私は老人福祉センターのときに聞いているんですが、そういう事実、老人福祉センターの方で社会福祉士を持って見えなかったんでしょうか。ちょっとそれ私の記憶違いなのか。

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時19分 休憩

午後0時19分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

福祉部長の答弁で理解できました。あと、在宅介護支援センターですね。これ地域包括支援センターと違って介護保険上の位置づけが余りないために、町だけの補助対象、国や県の補助対象となっていないなくて町が全面的にお金を出して委託をしているものと思いますが、今の答弁の中でも、町長の答弁の中でも大切なものだと思っておりますが、第8期老人福祉計画・介護保険事業計画には載っていないんです、ほとんど。全国的には余りそういうセンターが残っていないということありますが、やはり大切なものだと思いますのでそこら辺を第8期で載せなくて第9期、その中できちっと位置づけていただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

在宅介護支援センターです。一応、計画の中では記載もございます。それで町の方が今補助しておりますが、高齢者がこれから2025年に向けて団塊の世代がふえてくるということも含めると在宅介護支援センターは非常に重要な位置づけともなってきます。そういったことも踏まえて、当面の間は大治町も続けながらしていきたいと。しかしながら、今在宅介護はもともと老人福祉法、それから地域包括は介護保険法というすみ分けがございます。いずれかは移行も含めながら検討する時期が来るのではないかというふうにも思っております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

他の市町村の動きを見ますと、大部分が地域包括支援センターができて以降、在宅介護支援センターの業務が地域包括支援センターに移っている。残っているところが非常に少ないということです。ただ、私が言いたいのは残っているからいけないのではなくて、逆に地域包括ケアシステム、これをこれからつくっていかなくちゃいけない中で一つの重要な部署である。逆に考えて、これは老人福祉法の規定で残していますが、大治町



としても残していただいて、もうちょっと役割を明確にして、その地域包括支援センターとのすみ分けですとか、そこら辺はしっかりやっていただいて町民の福祉の向上に生かしていただきたいという考えなんですけど、どうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

在宅介護支援センターの相談件数も非常に多うございます。そんな中で現在は地域包括支援センターが受け持つ事業が非常に多い状況でございますので、なかなか介護支援センターを切り離すということにはできない状況だと思います。先ほど答弁したように、当分の間は在宅介護支援センター、こちらは必要になってくると思いますので、また今後いろいろ協議しながら進めてまいりたいと思います。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

当分の間ではなくて、これからもっと必要になってくる逆に、と思うので残していただきたいという話でございます。

あとですね、やはり地域包括ケアシステムの構築について一番やっぱりお医者さん、地域の地元のかかりつけ医の協力が非常に必要だと。やっぱり成功しているところはそういうところと市町村が直接話し合っていると。だから、大治町は「あまさぼ」ということでやっておられますが、やはり大治町の町内のお医者さんとは大治町の職員がやっぱり話し合う。そのことが必要だと思うんです。「あまさぼ」に任せるのではなくて。やっぱり進んでいるところは町がやっぱり市町村が直接お医者さんと話をしているということがいわれています。その点、やっぱり大治町として地元、町内のお医者さんと話し合っていたいただきたいんですけどどうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

先ほど町長が答弁したとおりでございます。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

「あまさぼ」を通してちゃんとやっておられると思いますが、やはり進んでいるところは市町村単独でやっています。やっぱり連携して進む部分と単独でやらなきゃ進まない部分がございますので、これはお願いということです。

4番目ですが、まずあま市民病院の無料送迎バスで停留所。私は帰りについては自由なところでおりられるから「ここでおろしてくれ」ということでいいんですが、行きだけはやっぱりないと初めて利用する方は不安になって、やっぱりホームページに載っている地図だと交差点にしるしが打たれているので、やっぱり交差点で手を挙げる方がいるんですね。また、停留所をつくれればあま市民病院無料送迎バスがあるということが町民に広報、知らされる。ないと知っている人しか知らないわけですね。停留所があれば「あれなんだ」ということになりますから、やはり行きだけは停留所をつくっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

これ先ほど答弁もありましたが、あま市と協議により利用者の方が手を挙げられていつでも乗れるような状況のほうが望ましいという考えのもと、こういった形をとっておりますのでこのままでまいります。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

交差点の真ん中で手を挙げられる事例をやっぱり見えていますので、やっぱり最初に利用される方だけですけれど、2回目からはそういうことはないんですが、そこら辺の交通事故防止。また、あま市民病院バス、無料送迎バス、広報ですね。停留所があれば何だといってやっぱり皆さん関心を持たれる。ないのにホームページだけ見て利用するというのはやっぱり難しい。ロコミはあると思いますが、やっぱりそれは知らせていく広報の手段、停留所が私は一番大きいと思うんですが、だったらかわる広報手段を何かお持ちでしょうか。有効な広報手段です。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

特に高齢者の方でなかなかインターネットにつながる、そこまでいくのが難しい部分もございます。やはり広報のほうが一番周知がいいかなと思いますので、広報のほうを積極的にして利用者の使い方を少し大きくなどしてまいりたいと思っております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ちょっと納得できませんが、次の点に行きますが、福祉有償運送でございますが、大治町が発地でなくても着地が例えば中村区だったら中村日赤病院に行くには使える。あま市だったらあま市民病院に行ける。他の市町村の民間事業者をやっておられる方にしても大治町の方は利用オーケーだよという声も聞いております、話を聞いております。大治町として運営協議会ですかね、それとは関係ないんです。大治町の中で発地としてやる場合は必要ですが、大治町外でやられていることに関して広報するなり、もしくはまとめておいて問い合わせがあったら答えるとかそういうことは何も問題がないはずなのに、なぜ協議会のことを話されるのかわかりませんが、何か協議会関係で問題があるのでしょうか。答弁ないですね。

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは運営協議会、その中では問題がないと。当然、大治町として大治町を発地とするわけじゃないから関係ないですから、ただ、大治町として余り広報したくないということかなと思いますが、それは僕は町民のことを思えば間違いだと思います。やはり中村区とかあま市、それを着地とするそういう民間事業者さん。そんなにたくさんありませんので、そういうのは調べた上で広報する、広報しない、ありますが、問い合わせがあったら答えるぐらいのことは町民サービスとしてやるべきだと思うんです。それはどうでしょうか。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

議長。

○議長（林 健児君）

民生課課長補佐。

○民生課課長補佐（松木田英作君）

先ほど町長の答弁でもありましたとおり、他の自治体の福祉有償運営協議会で合意を得た事業者を周知する考えはございません。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

町として考えはないだけでやっていけないことでもないし、それで迷惑がかかることではないと思いますので、町としてやる気がないということだとそういうふうに解釈させていただきますが、わかりました。

5番目の指定福祉避難所の問題でございますが、もう福祉避難所の指定は3カ所。僕は終わっていると思ったんですが、ある施設に行ったところ福祉避難所だという施設内に掲示もされておられました。だから、今ごろ調整しているのかなど。もう指定はしてあったら公示しなきゃいけないんです、法律の規定は。ですが、まだ指定していないのでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

協定は結びました。協定に従いましてそれぞれ避難者をどのように避難をさせるのか。誰を避難させるのか。これは誰が行ってもいいというわけじゃありませんから。その施設のそのときの満床なのか、あいているのか、そういうことも当然想定をして何人までが受けられるのか。避難をされる方がどういう設備が要るのか。あるいは電源が要るとかいろんなことがありますので、そういったことを一つずつ今やっておるところでございます。そこが整いましたら指定に向けて処理を行って、議員言われるような公示を分けてしていくということになっております。なかには協定を結んでも個々の対応によって難しいというケースもやっぱりありますので、そういう状態だと指定までは今のところはやっていないということですので御理解いただきたいと思います。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

今の部長の話ですと協定は3者と結んでであると、今まで。それは指定ではないので。だから公示する必要は今のところない。ただ、やはり協議を早急にやってきちっとそれができた段階ですぐに公示したいという考えでいいのでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

そのとおりでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

6番目で日本版DBS、政府が検討されておられて、それができるまでは情報もないし大治町としては残念ながら何も対応することができないという町長の答弁でしたが、それで間違いないでしょうか。

○議長（林 健児君）

先ほど答弁しましたよね。

○9番（吉原経夫君）

町長がエキサイトしておったからさ、確認しただけ。

[発言する者あり]

○議長（林 健児君）

まだ指名していません。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時33分 休憩

午後0時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

6番についてはこれで終わりました、7番の点でございますが、実は法律の規定に基づいて大治町はエコオフィスプラン2030の中でCO<sub>2</sub>削減を進めていますが、これは大治町の施設、いわゆる事務事業というところに関するものだと思うんですよ。それは一応進んできているということで了解できましたが、法律改正によりまして区域施策ということで町内全域、大治町の施設じゃなくて民間施設も含めてそれをつくっていかなくちゃいけないということになっております。そこをいつごろまでにそれを策定していく予定なのか。それを1点お聞きしたいと思います。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

計画策定段階におきまして事務事業編については義務化されておりましたので、大治町については策定をさせていただいたところです。今、議員がおっしゃられている、要は地域を含めた全てについては努力義務という形でございますので大治町として、今後周辺自治体の動向も踏まえまして検討していきたいと考えております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

当然努力義務ですが、やっぱりそれをやっていかないと大治町の施設だけじゃ限られているので、そこら辺至急検討していただいてやっぱり策定に向けて、ちょっと大変だと思いますが何かそういうマニュアルなども出ているようですのでちょっとやっていただきたいと思います。

あとですね、計画的に更新をしていると。設備、機器ですね。なんか壊れたり、もう使えなくなっただけからの修繕が多いように思うので、どちらにしても2024年度までに最終的に2030年度ですかね、やらなくちゃいけない、町内の施設ですね。やっぱり設備機器の更新は必要だと思うんですよ。だから、そこは計画的に壊れる前に。こういうCO<sub>2</sub>削減も含めて。というかそれを主でもいいですが、それをやっていただきたいんですがどうでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

町内施設、各施設にてそれぞれ計画をお持ちだと思いますので、それを踏まえまして我々もエコオフィスプラン2030もあわせまして、協力体制をもってそういった計画に臨んでまいりたいと参加していきたいと考えております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

CO<sub>2</sub>削減はやはり日本だけじゃなくて世界的な喫緊な課題でございますので、大治町でも公共施設、また町内全域、そういうようにやっていただくよう、計画を立てていただくようお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時38分 散会